|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各都道府県介護保険担当課（室）  各指定都市介護保険担当課（室）  各中核市介護保険担当課　（室）御 中  ← 厚生労働省 老健局振興課  介 護 保 険 最 新 情 報     |  | | --- | | 今回の内容  指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）  計５枚（本紙を除く） |   Vol. ８４３  令和２年６月５日  厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課  貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしく  お願いいたします。   |  | | --- | | 連絡先 TEL : 03-3595-2889（内線3936、3979）  FAX : 03-3503-7894 | |

老振発0605 第２ 号

令和２年６ 月５ 日

都道府県知事

各指定都市市長　 殿

中核市市長

厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅

サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

平成30 年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11 年厚生省令第38 号）を改正し、平成30 年４月１日より、居宅介護支援事業所における管理者の要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更した。その際、令和３年３月31 日までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会において、居宅介護支援事業所の人材確保の状況に関する議論が行われ、令和元年12 月17 日に「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」がとりまとめられた。この審議報告を受けて、令和２年６月５日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第113 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。

記

**第一 改正の趣旨**

平成30 年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和３年３月31 日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、所要の改正を行う。

**第二 改正の内容**

**１ 管理者要件（改正省令第１条）**

令和３年４月１日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

・ 令和３年４月１日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員　を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（別添）を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を１年　間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生

・急な退職や転居 等

・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算　を取得できる場合

**２ 管理者要件の適用の猶予（改正省令第２条）**

令和３年３月31 時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和９年３月31 日まで猶予する。

**第三 施行期日**

改正省令は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

　別 添

管理者確保のための計画書

事業所情報

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護保険事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者・開設者 | フリガナ |  |
| 名　称 |  |
| 事業所等の名称 | フリガナ |  |
| 名　称 |  |

１. 主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由

|  |
| --- |
|  |

※当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

２. １.の理由が解消される見込み

|  |
| --- |
| ※解消の見込みに係る計画内容(方法、工程等)と時期を可能な限り具体的に記載すること。 |

※当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

年　　月　　日(法人名)

(代表者名)

※当該様式及び項目は、不測の事態に係る理由等の適切な届出等を担保すべく標準例として掲示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を禁止する趣旨のものではない。